

令和 2 年 1 月 31 日
自動車局 技術政策課
自動車局 審査・リコール課

乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、新車を対象とした義務付けを行います。

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(令和元年6月18日、関係閣僚会議)を受け、同年12月17日に発表を行った高齢運転者等による交通事故の削減に向けた車両安全対策等の措置方針に基づき、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準を導入し、世界に先駆けて新車を対象とした義務付けを行います。

国土交通省自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則（第152号）」が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことに加え、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、我が国においてもこの基準を導入するとともに、新車を対象とした義務付けを行います。

1. 保安基準等の主な改正項目（別紙参照）

(1)専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 152 号に規定された要件に適合した乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならないこととする。

(2)上記の改正について、以下のとおりの適用とする。

| | 国産車 | 輸入車 |
|--------|---------|--------|
| 新型車 | 令和3年11月 | 令和6年7月 |
| 継続生産車※ | 令和7年12月 | 令和8年7月 |

※軽トラックは令和9年9月

(3)上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布：1月31日(本日)

施行：公布の日

※安全運転サポート車に搭載されている衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援装置はあくまで安全運転の支援であり、交通事故の防止や被害の軽減には役立ちますが機能には限界があり作動しない場合もあります。機能を十分に理解した上で、過信せずに引き続き安全運転を心がけていくことが重要です。

【自動車を安全に使うためには】 <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/carsafety.html>

問い合わせ先

国土交通省自動車局 技術政策課 : 東海、伊原

電話 03-5253-8111(内線 42259) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

国土交通省自動車局 審査・リコール課: 佐藤

電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

基準策定の経緯

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。これにより、2019年6月、WP.29で協定規則第152号として成立。
- 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(2019年6月18日関係閣僚会議)を踏まえ、2020年1月31日に国内基準(保安基準)を改正・公布。

主な要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

適用時期

- 他の国(※1)に先行し、2021年以降段階的に新車を対象に義務付けをする。

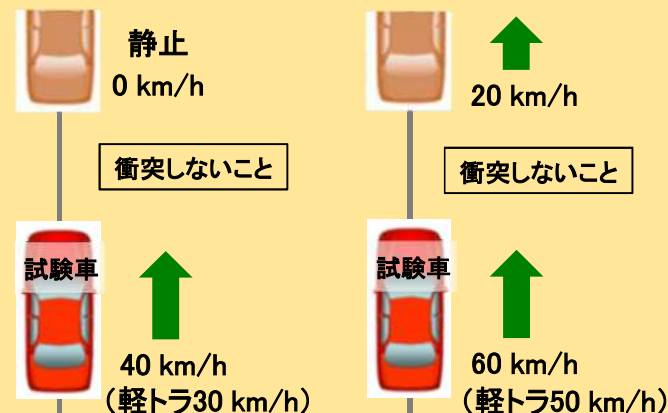
| | 国産車 | 輸入車 |
|---------|----------|---------|
| 新型車 | 2021年11月 | 2024年7月 |
| 継続生産車※2 | 2025年12月 | 2026年7月 |

※1 欧州は2024年7月に義務化開始

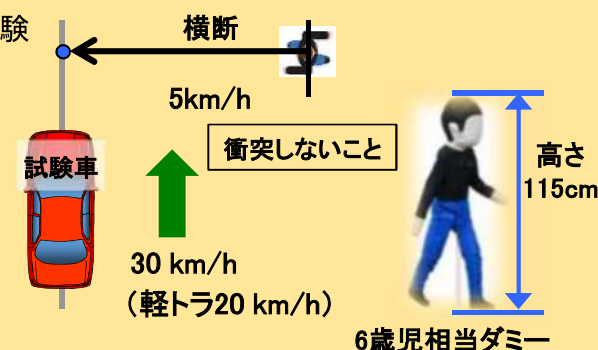
※2 軽トラックは2027年9月

【主な試験方法】

- ① 静止車両に対する試験 ② 走行車両に対する試験



- ③ 歩行者に対する試験



(注) ダミーは、試験車のブレーキが作動しないと4秒後に衝突するタイミングで動き出す。

「安全運転サポート車」の普及促進

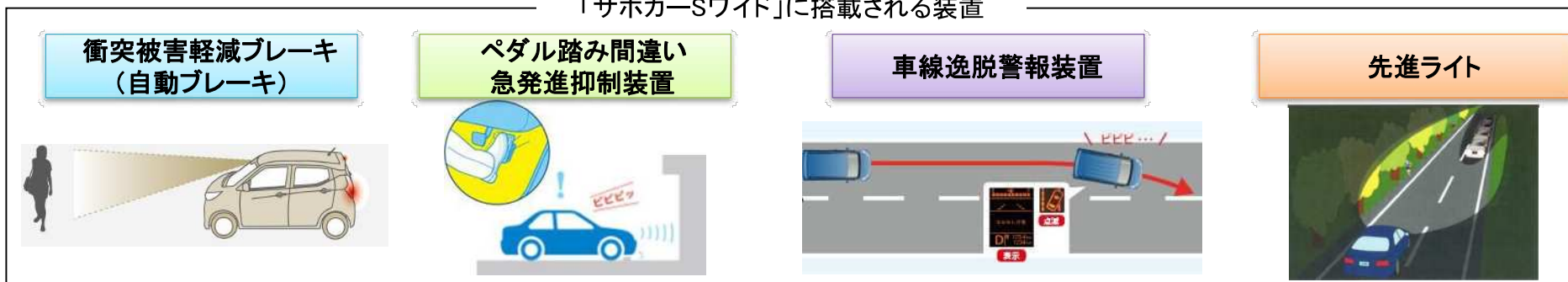
- 高齢運転者等による死亡事故を踏まえ、官民が連携し、「安全運転サポート車(サポカー)」の普及啓発を実施。

普及啓発等の実施

- ◆ 愛称を「安全運転サポート車(略称:サポカー)」とし、官民を挙げて普及啓発を推進。
- ◆ 自動車メーカーに対し、新車への先進安全技術の装備拡大や、後付けの安全運転支援装置の開発等を要請。

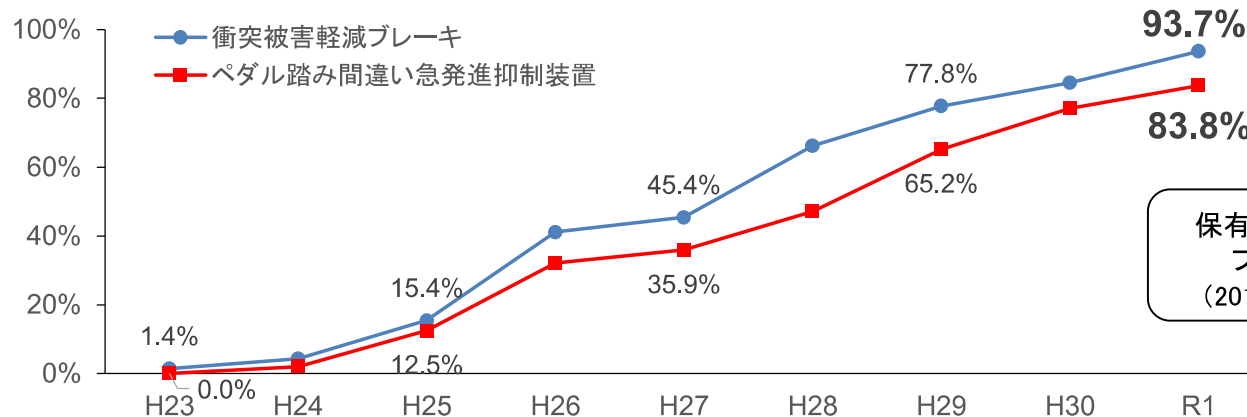


「サポカーSワイド」に搭載される装置



主要装置の普及率

新車販売に占める「衝突被害軽減ブレーキ」と「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」の普及率



保有台数に占める「衝突被害軽減ブレーキ」の搭載率: 約24%
(2019年8月時点(国交省推計値))